

## ●香川県教育委員会告示第1号

平成19年香川県教育委員会告示第7号（教育委員会の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

香川県教育委員会

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
左 欄	右 欄	左 欄	右 欄
政策部文化芸術局長	略	政策部長	略
香川県立ミュージアム館長	1～8 略 9 ミュージアム規則に定めるもののほか、 香川県立ミュージアムの管理運営に必要な 事項を定めること（ <u>政策部文化芸術局長</u> の 項に定めるものを除く。）。	香川県立ミュージアム館長	1～8 略 9 ミュージアム規則に定めるもののほか、 香川県立ミュージアムの管理運営に必要な 事項を定めること（ <u>政策部長</u> の項に定める ものを除く。）。